

議案第 8 号

逗子市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の
制定について

逗子市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を次の
ように制定する。

平成27年 2 月 25 日 提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、教育長の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるとと
もに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第
5 項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等)

第 2 条 教育長の勤務時間、休日及び休暇については、他の一般職員の例による。この
場合において、逗子市職員の勤務時間に関する条例（昭和47年逗子市条例第 8 号）及
び逗子市職員の休日及び休暇に関する条例（昭和35年逗子市条例第13号）中「任命権
者」とあるのは、「教育委員会」とする。

(職務に専念する義務の免除)

第 3 条 教育長は次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育委員会の承認
を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和28年逗子市条例第3号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に在職する教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長に限る。)が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間は、この条例の規定は適用せず、前項の規定による廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の施行により、教育長の服務等が改正されたことに伴い、勤務時間等について制定の要あるため提案する。